

第9回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成30年2月26日、午後3時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第9回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 蜂須義久、次長 吉澤勇、副主幹 足立純、主査 糸井隆雄、主任 若井武敏

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。</p> <p>欠席委員は、9番 長谷川良光委員であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第5号 農用地利用配分計画(案)に係るの市長からの協議について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第9回足利市農業委員会を開会いたします。</p>

【午後3時5分 開会】

議長 報告事項について、次長より報告いたさせます。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 ないようですので、それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

1番 小山 勉委員、14番 赤坂安一委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が6件、筆数が6筆、面積が4,494.78㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が23件、筆数が34筆、面積が15,043.46㎡となっております。

合計いたしまして、件数が29件、筆数が40筆、面積が19,538.24㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから8ページに記載されております。

以上、報告いたします。よろしく願いいたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 ないようですので、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の9ページをお開き下さい。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は菅田町地内の田、面積2,106㎡です。

譲受理由は経営規模を拡大したいで、譲渡理由は高齢のため離農はしたいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の37ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の9ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は多田木町地内の田、面積899㎡ほか1筆、計2,694㎡です。

譲受理由は経営規模を拡大したいで、譲渡理由は離農したいです。契約内容は、所有権移転売買でございます。

続きまして、議案書の39ページをご覧ください。

2番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。40ページと42ページに位置図、41ページと42ページに公図が載せてございます。

議案書の9ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は栗谷町地内の田、面積56㎡ほか1筆、計883㎡です。

譲受理由は経営規模を拡大したいで、譲渡理由は遠方に居住し耕作が困難なため手放したいです。契約内容は、所有権移転売買です。

続きまして、議案書の43ページをご覧ください。3番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番

8番 星野委員。

8番 星野です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は平成30年2月16日、金曜日、午前8時30分から、調査班は桐生委員、清水委員、本島委員、三田会長と私を班長といたしまして、5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由につきましては事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして7筆あることから、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自作地と近接しており耕作をするのに利便性が良いことか

ら、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、2番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

13番 清水委員。

13番 清水です。

実情調査の結果を報告します。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして66筆あり、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自作地と隣接および近接しており耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。

続いて、3番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番 星野委員。

8番 はい、8番 星野です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので

省略いたします。

今回の調査は3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして3筆あり、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地の一部は申請人が利用権設定により耕作しており自作地と近接しており耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断をいたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 3番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

10ページをご覧ください。

1番、申請地は、大前町地内の畑、面積472㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。太陽光パネル96枚を156.48㎡に設置するものでございます。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため、太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例適用外、農地法4-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図、47ページに土地利用計画図を参考に載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議案書の11ページをお開きください。

1番、申請地は大久保町地内の畑、面積2,201㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル288枚を481㎡に設置するものでございます。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

ちなみに、議案番号5番と関連する案件でございます。

続きまして、議案書の48ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。49ページから56ページに実情調査報告書が載せてございますのでご覧をいただきたいと思っております。

11ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は小俣町地内の畑、面積1,973㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル275枚を446.84㎡に設置するものでございます。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

なお隣接する宅地 計115.69㎡と一体利用いたします。

続きまして、議案書の57ページをご覧ください。

2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。58ページから64ページに実情調査報告書が載せてございますのでご覧いただきたいと思っております。

それでは、11ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は田島町地内の田、面積145㎡です。

施設の概要は住宅の敷地拡張です。

申請理由は、現在隣接する住宅に住んでいるが、子どもの成長に伴い部屋が手狭になり、また家財も増えたことから申請地を譲り受け、敷地を拡張し離れを建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

なお隣接する既存の宅地324.92㎡と一体利用します。

続きまして、議案書の65ページをご覧ください。

3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧いただきたいと思ひます。

それでは、11ページにお戻りください。

続きまして4番、申請地は樺崎町地内の畑、面積203㎡です。

施設の概要は、資材置場です。

申請理由は、現在利保1丁目において個人事業主として造園業を営んでいるが、受注件数の増加に伴い、申請地を借り受け資材置場として利用したいで、契約内容は20年間の賃借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でござひます。

続きまして、議案書の67ページをご覧下さい。

4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。68ページに位置図と公図、69ページに参考までに土地利用計画図を載せてござひますのでご覧いただきたいと思ひます。

12ページをお開きください。

続きまして5番、申請地は大久保町地内の畑、面積862㎡のうち135㎡です。

施設の概要は、1番の案件に関わる搬入路です。

申請理由は、隣接地で太陽光発電をする際の施工時の搬入経路を確保するため、申請地を一時転用して借り受け、搬入路として使いたいで、契約内容は使用賃借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でござひます。

なお、1番と5番の案件につきましては、譲渡人と譲受人が親子でござひます。

続きまして、議案書の72ページをご覧下さい。

5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。順番が逆になってござひますが74ページに位置図、73ページに公図が載せてござひますので、ご覧をいただきたいと思ひます。それでは

それでは、議案書の12ページにお戻りください。

続きまして6番、申請地は寺岡町地内の畑、面積489㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル192枚を333.15㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は20年間の地上権設定でござひます。農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の75ページをご覧下さい。

6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断さ

れております。次ページに位置図と公図、77ページに参考までに土地利用計画図が載せてございますのでご覧いただきたいと思います。

議案書の12ページにお戻りください。

続きまして7番、申請地は奥戸町地内の畑、面積43㎡ほか2筆、計955㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル240枚を386.40㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の78ページをご覧ください。

7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図、80ページに参考までに土地利用計画図が載せてございますのでご覧ください。

それでは12ページにお戻りください。

続きまして8番、申請地は奥戸町地内の田、面積804㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル240枚を386.40㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の81ページをご覧ください。

8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図、83ページに参考までに土地利用計画図が載せてありますのでご覧ください。

それでは、12ページにお戻りください。

続きまして9番、申請地は奥戸町地内の畑、面積766㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル208枚を339.40㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の84ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図、86ページに参考までに土地利用計画図が載せてございますのでご覧いただきたいと思います。

議案書の13ページをご覧ください。

続きまして10番、申請地は県町地内の畑、面積391㎡です。

施設の概要は、一般住宅一棟、延べ床面積79.49㎡です。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-1-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の87ページをご覧ください。

10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

なお、公図の写しをご覧くださいますと南側が宅地ということで、住宅が現在建っておりますので、第1種農地という優良農地の中であっても、集落接続があるとみなされて許可になるという案件でございます。参考までに申し添えさせていただきます。

それでは13ページにお戻りください。

続きまして11番、申請地は羽刈町地内の畑、面積524㎡です。

施設の概要は、駐車場です。

申請理由は、隣接地をバス等の駐車場として利用してきたが、縦列駐車をしなくてはならず車輛運行に制約があることから、申請地を譲り受け、駐車場として使いたいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無無でございます。

続きまして、議案書の89ページをご覧ください。

11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。また参考までに91ページに事業計画書が、92ページに土地利用計画図、93ページに既存施設利用図と現況写真が載せてありますのでご覧ください。

なお、北側の既存駐車場と申請地の間にネットフェンスを設置して、分断をするということになっておりまして、この分断があるということで都市計画法の開発許可の適用外になっているということでございますので、参考までに申し添えます。

それでは、13ページにお戻りください。

続きまして12番、申請地は下渋垂町地内の畑、面積914㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル288枚を480.96㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無無でございます。

続きまして、議案書の94ページをご覧ください。

12番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図、96ページに参考までに土地利用計画図が載せてございますのでご覧いただきたいと思っております。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

12番 桐生委員。

12番

12番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の48ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日および調査班は3条許可申請と同様です。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、出力49.5キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数288枚が設置できる、2,201㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、近隣への影響ができるだけ少ないなどの条件のもと数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側と北側は山林、西側は畑、南側は宅地および畑となります。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設置する予定です。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、除草対策としてパネルの下には防草シートを敷き、適宜除草作業を行うとのことから、周辺農地等への影響はないものと思われまます。

また、申請地南側の大久保町1258番の畑の一部を一時転用して施工時の搬入経路とし、施工後は貸渡人が所有する山林を通りメンテナンスをするとのことでした。

また、事業費は全て融資で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、大久保町北部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

議長からひとこと申し上げます。

農地法5条全体の議案の中で、権利の部分で、使用貸借権設定、所有権移転売買、賃借権設定（20年）、地上権設定20年等の項目が出てきます。

初めての委員の方の理解が得られないと困るので、事務局の説明を先にお願いをしてから、と思います。

副主幹

まず、権利設定の分類についてご説明いたします。

所有権の移転につきましては、主に売買によるものが多いものです。その外といたしましては、贈与がございます。

所有権を移転するというので、基本的には第三者、贈与については親族内が多いのですが、所有権を移動するという契約行為になります。

賃借権につきましては、賃貸借契約を結んだうえで土地を借りるという権利を指しまして、有料の場合が賃貸借権、正式には賃借権となります。

これに対して、金銭のやり取りがなく土地を貸し出す場合は、使用貸借とい

います。
続きまして、地上権という権利設定がありますが、賃借権とやや違いますのは、民法上、物権といたしまして物の権利と呼ばれている権利の一つでありまして、抵当権ですとか、権利をつける場合が通常債権といわれていますが、物に対する権利を主張できるという権利の一つでありまして、地面の上に建築物等を作る場合に地上権というのを設定することが多いです。

例えば鉄塔の権利ですとか、鉄塔の上の電線の権利、あるいは地下鉄を通す場合の権利などを地上権という言い方をいたします。

ほかにもいくつか権利はございますが、主に議案に出てくるのはこれらが多いかと思えます。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただ今の権利の説明を鑑みて、改めて皆さんに意見を求めます。

【意見なし】

議長

なければ、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

15番 本島委員。

15番

はい、15番 本島です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の57ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日および調査班は3条許可申請と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたの

で省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、出力49.5キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数275枚が設置できる、1,973㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、日当たりがよいなどの条件のもと数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側は認定外道路、西側は宅地、南側は市道、北側は宅地および山林となります。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設置する予定で、雨水対策は敷地内自然浸透とします。

周辺は住宅と山林で囲まれており、周囲に農地はないため営農への影響はないものと思われま

す。事業費は、全て自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は小俣町西部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 2番はそのように決定いたしました。

続いて3番から12番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 3番から12番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第4号 農用地利用集積計画(通常分)の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 説明をいたします前に、まず訂正がございますので申し上げます。

まず、26ページの表題部、農地中間管理事業法第18条5項とありますが、第19条3項に訂正となります。

次の行の後方部分の審議を求めるところが意見を求めるに訂正をお願い

いたします。なお、次の3行がすべて削除となりますのでよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、14ページをご覧ください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。平成30年2月28日公告分であります。

議案書の15ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が、13件で面積30,002㎡です。

続きまして所有権移転は1件です。

はじめに貸借権設定についてですが、詳細が16ページから19ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転についてですが、議案書の20ページをお開き下さい。

1番、売買を行う土地は、駒場町地内の田、面積は2,169㎡です。売買価格は総額で700,000円です。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも2月28日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画（通常分）の決定についてはそのように決定いたしました。

ここで、次の議案説明の為、農政課職員の出席を求めますので、暫時休憩とします。

【午後4時7分 休憩】

議長 それでは、議事を再開いたします。

【午後4時8分 再開】

議長 続いて、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）を議題といたします。

農政課の説明を求めます。

農政課 農政課の小堀です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の21ページをお開きください。

議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

22ページをご覧ください。こちらが本議案の総括表となります。貸借権の設定が1件、面積13,512㎡で、久野地区における集積及び集約に係るものであります。

なお、詳細は23ページに記載してございます。

本日、本議案ご審議いただいた後、承認をいただきましたならば、本日付け、2月26日付で公告の手続きを行う予定であります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）はそのように決定いたしました。

続いて議案第5号 農用地利用配分計画（案）に係る市長からの協議についてを議題といたします。

農政課の説明を求めます。

農政課 それでは議案書24ページをお開きください。

議案第5号 農地中間管理事業関連、農用地利用配分計画（案）に係る市長からの協議についてについてご説明いたします。

議案書の25ページをご覧ください。本議案の総括表となります。農地中間管理事業における農地利用配分計画案が3件、面積37,191㎡になります。こちらにつきましては、筑波地区における法人化に伴う賃借人変更に伴うもの1件、先ほどご審議いただいた久野地区における集積・集約に係るものが2件となります。

詳細につきましては、議案書26ページから27ページに記載してございます。

なお、この議案につきまして意見をいただいた後、意見を付しまして本計画案を栃木県農業振興公社へ提出することとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番を上程します。

ここで農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、8番 星野委員の退席を求めます。

【午後4時12分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第5号 1番はそのように承認いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、星野委員の出席を求めます。

【午後4時13分 出席】

議長 続いて、2番及び3番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

赤坂委員。

14番 14番、赤坂です。
27ページの申請番号2番ですが、渡人の借賃は、一反 8,000円となっていますが、受人の借賃は一反 4,300円となっています。最終的に4,300円で貸借になるという解釈でよろしいのですか。
農政課 小堀さん。

農政課 こちらにつきましては、県町で実施しております、地区集積計画において統一賃料8,000円ということで、公社とは契約をしております。
ただ、受人は従前から4,300円で契約をしておりますので、その差額を地域集積協力金のほうから支払いをし、8,000円に追いつくということになっております。

議長 県地区で地域集積協力金がいただけます。そこで8,000円にするための差額を協力金から支出し、一律にするということで聞いております。

14番 議長 賃料は、8,000円で統一するというのでしょうか。
議長 そういった取り扱いをするということで聞いております。現在、小曾根地区で推進しています、本島委員いかがでしょうか。

15番 私も同様に聞いております。

14番 議長 わかりました。
ほかに何かございませんか。
星野委員。

8番 8番 星野です。
ただいま、8,000円ということですが、こちらに関しては結構ですが、以前話を聞いた時には金額は任意だというようなことであったと記憶しているのですが。

議長 農政課、いかがでしょうか。
農政課 先ほどご説明しましたが、基本的には賃借料は貸人と借人と間で決めていただくのですが、この案件につきましては地域集積という形で、地域の皆さんが参加して、話し合いのもとで統一賃料にしようという形になっております。
今回の案件は統一賃料ですが、ほかの貸借については、農業委員会で提示している標準賃料を参考にさせていただいて、田畑の状態によっても違ってくると思いますので、お互いの納得のいく金額で契約していただくこととなります。

議長 ほかに何かございますか。
亀田委員。

10番 10番 亀田です。
契約期間はどのくらいなのですか。
農政課。
農地中間管理事業につきましては、原則として10年以上となっております。
今回は、従前個人で借りていらっしやいまして、その契約期間を引き継ぐ形

の期間設定となっております。

ほかにごございますか。

議長 それでは、なければ、本件は計画のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第5号 2番及び3番はそのように承認いたしました。

ここで、農政課職員については退席いたします。

【午後4時19分 退席】

議長 以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過、農地法第18条第6項の規定による通知及び農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第9回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午後4時20分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年4月25日

足利市農業委員会

1番委員

14番委員